

札幌市夜間急病センター条例の一部を改正する条例案

令和7年（2025年）11月26日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市夜間急病センター条例の一部を改正する条例

札幌市夜間急病センター条例（平成15年条例第44号）の一部を次のように改正する。

(1) 題名を次のように改める。

札幌市夜間休日急病センター条例

(2) 第1条中「夜間に」を「夜間及び休日に」に、「札幌市夜間急病センター」を「札幌市夜間休日急病センター」に改める。

(3) 第3条第4号を次のように改める。

(4) 耳鼻咽喉科

(4) 第4条の表内科及び小児科の項中「及び小児科」を削り、同項の次に次のように加える。

小児科	毎日	午後7時から翌日の午前7時まで
	日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日及び3日、同月4日（土曜日である場合に限る。）、8月15日及び16日並びに12月29日から31日まで	午前9時から午後5時まで

(5) 第4条の表眼科及び耳鼻いんこう科の項中「耳鼻いんこう科」を「耳鼻咽喉科」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(理 由)

札幌市夜間急病センターを札幌市夜間休日急病センターに改称し、同センターにおいて休日等の日中にも小児科の診療を行うこととする等のため、本案を提出する。